

令和 8 年度第二次富士市営住宅長寿命化計画（後期計画）策定業務
参加表明に関する質問書に対する回答書

No	該当資料・項数	質問内容	回答
1	<p>プロポーザル実施要領 2 ページ 5 参加資格</p>	<p>協力会社につきましても、「5 参加資格」の全項目を満たす必要がございますでしょうか。</p>	<p>「5 参加資格」のうち、(3) 令和 8 年度富士市競争入札参加資格審査登録者であることについては、契約を締結する会社のみ登録を求め、協力会社には求めません。</p> <p>また、(6) 配置予定技術者については、契約を締結する会社または協力会社のいずれかから、監理技術者や照査技術者、担当技術者を配置していただければ問題ありません。</p> <p>しかし、(1)、(2)、(4)、(5) については、協力会社にも同様に満たしていただく必要があります。</p>
2	<p>プロポーザル実施要領 3 ページ 5 参加資格</p>	<p>「一級建築士または、技術士(建設部門・都市及び地方計画)もしくは RCCM(都市計画及び地方計画)のいずれかの資格を有する者が在籍し本業務に従事すること。」との規定がありますが、管理技術者及び照査技術者のそれぞれに一級建築士を配置する場合、担当技術者については上記資格を有しない者でも選任可能でしょうか。</p>	<p>ご質問のとおり、管理技術者及び照査技術者が「一級建築士または、技術士(建設部門・都市及び地方計画)もしくは RCCM(都市計画及び地方計画)」のいずれかの資格を有している場合、担当技術者については当該資格を有してなくても差し支えありません。</p>